

「部品等脱落防止措置に関する技術基準細則」の一部改正に関する
意見募集の結果について

令和 8 年 9 月
国 土 交 通 省
航 空 局 安 全 部
航空安全推進室

国土交通省では、令和 8 年 7 月 6 日から令和 8 年 8 月 7 日までの期間において、「部品等脱落防止措置に関する技術基準細則」の一部改正に関する意見の募集を行いました。その結果、本件に関して、2 件のご意見をいただきました。

いただいたご意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方は別紙のとおりです。また、本件に直接関係なかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

今回の意見募集にあたり、貴重なご意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	ご意見／Comments	ご意見に対する考え方／JCAB's position to the comments	案の修正 の有無
	「部品等脱落防止措置に関する技術基準細則」の一部改正に関するご意見		
1	1 公布から施行までの猶予期間（経過措置）の設定 改善点： 公布と施行を同じ「令和 8 年 8 月」と同時に行うのではなく、例えば「公布:令和 8 年 8 月、施行:令和 8 年 10 月 1 日」のように、2 ヶ月程度の猶予期間(経過措置)を設ける。 容易な理由： 通達の起案時に「施行期日」の日付を少し後ろにズラすだけです。安全上、今すぐ対応しなければ明日にも部品が落ちるといような超緊急事態(その場合はパブコメなしの「航空法に基づく耐空性改善通達(TCD)」が出ます)でない限り、数ヶ月の猶予を持たせることは行政側の裁量だけで容易に可能です。これにより、現場の事業者もマニュアル改定などの準備期間が確保できます。	いただいたご意見は、今後のパブリックコメント資料の作成にあたっての参考とさせていただきます。	無
	2 周知期間の確保に向けた施行時期の柔軟な調整について 【意見】 パブリックコメントの募集締切(令和 8 年 8 月 7 日)から、今後の予定とされている公布・施行(令和 8 年 8 月)までのスケジュールについて、寄せられた意見を精査する期間、および運航事業者が新たな基準に対応するための周知・準備期間を考慮し、施行時期を「令和 8 年 9 月以降」などへと柔軟に調整・延長することを検討してください。 【理由】 8 月 7 日に意見募集を締め切った後、同月内に公布・施行するスケジュールでは、提出された意見を検討し、必要に応じて案へ反映させる時間が極めて限定され、パブリックコメントの手続き自体が形式化してしまう懸念があるためです。また、部品等脱落防止措置を実効性のあるものにするためには、航空会社などの現場が新しい細則を社内規定等に落とし込むための最低限の猶予期間(周知期間)を設けることが現場の混乱を防ぐために重要であると考えます。		
	3 改定サイクルの定例化・スケジュール予告 改善点： 頻繁な改定による事業者の混乱を防ぐため、「原則として、細則の定期見直しは毎年〇月と〇月の年 2 回(または四半期に 1 回)行う」といった改定サイクルの	部品等脱落防止措置として有効と認められる製造者（航空機、発動機、装備品）発行の技術的資料の発行状況を踏まえ、基本的に年に 2 回（夏・冬）のダイヤ改正に	無

定例化をあらかじめアナウンスしておく。 容易な理由： メーカーからの SB は随時発行されますが、緊急性の低いもの(予防的なもの)に関しては、行政側でプールしておいて定例の改定月にまとめて処理する運用に変えるだけです。事業者側も「そろそろ改定の時期だ」と身構えることができるため、不定期に突発的な対応を迫られるよりも業務の計画が立てやすくなります。	合わせて、当該細則を改正しております。	
改正案以外のご意見		
4 影響対象が一目でわかる「サマリー（解説シート）」の添付 改善点： パブコメ募集の際、追加されるサービスブレティン(SB)のリストだけでなく、「今回の改正で、具体的にどの航空機(型式)やエンジンに、どのような影響(点検の追加や部品交換など)が出るのか」をまとめた A4 用紙 1 枚程度の簡易なサマリーを併記する。 容易な理由： 航空局の担当部署(航空安全推進室)は、どのエアラインのどの機体に影響があるかを把握した上で改正案を作っているため、その知見を一般向けに数行ずつ言語化して資料に付け足すだけで済み、新たな調査コストはかかりません。	いただいたご意見は、今回の改正案に直接関係するものではございませんが、今後のパブリックコメント資料の作成にあたっての参考とさせていただきます。	無
5 添付ファイル付き意見を促す案内文の追加 改善点： e-Gov のシステム上、添付ファイルが使えないという制限は変えられなくても、募集要項に「※図面や比較表などのデータを含むご意見は、電子メール(テキスト形式にファイルを添付)にてご提出ください」という一文を分かりやすく追記する。 容易な理由： 現在の案内でも電子メールでの受付(hqt-atsu-public@gxb.mlit.go.jp)は行っているため、募集案内のテキストを 1 行書き換えるだけで、技術的なフィードバックをスムーズに集める動線を作ることができます。	いただいたご意見は、今回の改正案に直接関係するものではございませんが、今後のパブリックコメント資料の作成にあたっての参考とさせていただきます。	無
6 英語版案内(Manual of Public Comments)における祝日表現および URL の修正について 〔意見〕 英語版案内(Manual of Public Comments)の「4. Hand Delivery or Courier」の項目にある「except Federal holidays」という表現を「except National holidays」または「except Japanese administrative holidays」など、日本の祝日・休日を正しく指す表現に修正してください。また、日本語版の案内文と英語版の案内文で異なっている e-Gov の URL(search. e-gov. go. jp と public-comment. e-gov. go. jp)について、正しいアクセス	ご指摘を踏まえ、英語版案内（Manual of Public Comments）における休日の表現について直ちに修正を行いました。 いただいたご意見は、今回の改正案に直接関係するものではございませんが、今後のパブリックコメント資料の作成にあたっての参考とさせていただきます。	無

	先へ統一してください。 〔理由〕「Federal holidays(連邦祝日)」は米国の制度に基づく表現であり、日本政府(国土交通省)の公文書における表現として不適切であるためです。また、日英の案内文で異なる URL が記載されていることは、海外のステークホルダーを含む意見提出者に混乱を招く恐れがあり、システムの仕様変更等に合わせた文面の適正化が容易かつ効果的であると考えられるためです。		
	7 追加される技術的資料(Service Bulletin)への簡潔な日本語補足の追記について 〔意見〕別添 A-1 および A-2 に追加される各技術的資料(Service Bulletin)の表について、対象となる代表的な航空機の型式(例:ボーイング 747、中型機など)や、対象部位(例:メインブレーキ、エンジン等)の簡潔な日本語の補足説明(注記など)を追記してください。 〔理由〕現在の資料では英語のタイトルと文書番号のみが羅列されており、専門知識を持たない一般の国民や関係者が、どの機種にどのような影響があるのかを正確に把握することが困難であるためです。「広く国民の皆様から意見を募集する」というパブリックコメントの趣旨に鑑み、最低限の日本語のサマリーや注記を添えることは、情報の透明性とアクセシビリティを向上させるために有効かつ比較的容易な改善であると考えます。	いただいたご意見は、今回の改正案に直接関係するものではありませんが、今後のパブリックコメント資料の作成にあたっての参考とさせていただきます。	無
2	「今般、・・・技術的資料について見直しを行った。」理由が分からなければ適否を判断できません。	今般の改正は、「部品等脱落防止措置に関する技術基準細則」の別添 A-1 及び A-2 に掲げる機体及び装備品等の製造者が発行する技術的資料について、部品等の脱落防止に有効であると認められる技術資料を新たに追加するものです。	無

※取りまとめの都合上、いただいたご意見は整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。